

議案第 50 号

財産取得(小型ノンステップバス)について

次のとおり、財産を購入するものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

- 1 購入する財産及び数量 小型ノンステップバス 1 台
- 2 契 約 の 方 法 随意契約
- 3 購 入 価 格 2,376 万円
- 4 契 約 の 相 手 方 太田市清原町 4 番地の 8
群馬日野自動車株式会社 太田支店
支店長 今泉 哲也

議 案 説 明

議案第 50 号 財産取得(小型ノンステップバス)について

小型ノンステップバス 1 台を購入するに当たり、予定価格が 2,000 万円以上であったため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

見積一覧調書

No. 5073000708

件名 小型ノンステップバス 1台

最低制限価格（消費税除く）	予定価格（消費税除く）
円	円

場所 桐生市相生町二丁目 7 1 2 （桐生朝日自動車株式会社）

見積日時 令和 7 年 4 月 2 3 日 10 時 52 分
見積場所 桐生市役所 本庁舎 2 階 2 0 2 会議室

見積者	第 1 回見積	第 2 回見積	第 3 回見積	備 考
群馬日野自動車（株）太田支店	採用 21,600,000			

※上記金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格である。

消費税額 2,160,000 円
契約金額 23,760,000 円